



市 章

# 大津市公報

平成 28 年 12 月 21 日  
号 外 ( 第 74 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
条 例	
88	地方独立行政法人市立大津市民病院の重要な財産を定める条例..... 1
89	地方独立行政法人市立大津市民病院への職員の引継ぎに関する条例..... 2
90	地方独立行政法人市立大津市民病院の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例..... 2
91	大津市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例..... 3
92	大津市民病院付属看護専門学校条例を廃止する条例..... 4
93	大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例を廃止する条例..... 4
94	大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例..... 4
95	大津市事務分掌条例の一部を改正する条例..... 4
96	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例..... 5
97	大津市職員の育児休業等に関する条例及び大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例..... 6
98	大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例..... 8
99	大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例..... 8
100	平成28年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....20
101	大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例.....20
102	大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例.....21
103	大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例.....21
104	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例.....22
105	大津市介護保険条例の一部を改正する条例.....22
106	大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例及び大津市ガス供給条例の一部を改正する条例.....22
107	大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例.....30
108	大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例.....30
109	大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例.....31
110	大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....31

## 条 例

地方独立行政法人市立大津市民病院の重要な財産を定める条例を公布する。  
平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第88号

地方独立行政法人市立大津市民病院の重要な財産を定める条例  
(趣旨)

**第 1 条** この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第 6 条第 4 項及び第 44 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人市立大津市民病院（以下「法人」という。）の重要な財産に関し必要な事項を定めるものとする。

（法第 6 条第 4 項の条例で定める重要な財産）

**第 2 条** 法第 6 条第 4 項の条例で定める重要な財産は、法人の保有する財産であって、法第42条の 2 第 1 項又は第 2 項の認可に係る申請の日における帳簿価額が30,000,000円以上の不動産（土地にあっては、1 件5,000平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

（法第44条第 1 項の条例で定める重要な財産）

**第 3 条** 法第44条第 1 項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法によ

り譲渡し、又は担保に供する場合にあつては、その適正な見積価額)30,000,000円以上の不動産(土地にあつては、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

#### 附 則

この条例は、法人の成立の日から施行する。

地方独立行政法人市立大津市民病院への職員の引継ぎに関する条例を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第89号

地方独立行政法人市立大津市民病院への職員の引継ぎに関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第59条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人市立大津市民病院への職員の引継ぎに係る本市の内部組織を定めるものとする。

(職員の引継ぎに係る内部組織)

**第2条** 法第59条第2項の条例で定める本市の内部組織は、次に掲げるものとする。

大津市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成28年条例第91号)による廃止前の大津市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第37号)第1条第2項に規定する大津市民病院

大津市民病院付属看護専門学校条例を廃止する条例(平成28年条例第92号)による廃止前の大津市民病院付属看護専門学校条例(昭和58年条例第35号)第2条に規定する大津市民病院付属看護専門学校

大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成28年条例第93号)による廃止前の大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例(平成7年条例第49号)第3条第2項に規定する大津市立介護老人保健施設ケアセンターおおつ

#### 附 則

この条例は、地方独立行政法人市立大津市民病院の成立の日から施行する。

地方独立行政法人市立大津市民病院の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第90号

地方独立行政法人市立大津市民病院の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例

(大津市高度医療機器等整備基金条例の廃止)

**第1条** 大津市高度医療機器等整備基金条例(平成13年条例第54号)は、廃止する。

(大津市特別会計条例の一部改正)

**第2条** 大津市特別会計条例(昭和39年条例第16号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

病院事業債管理特別会計 病院事業債管理事業

(大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

**第3条** 大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び第3号」を「から第3号まで」に改め、同条第2項第1号中「を定めて任用される職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)」を加え、同項第2号中「非常勤職員」の次に「(地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員を除く。)」を加え、同項第3号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(大津市情報公開条例の一部改正)

**第4条** 大津市情報公開条例(平成14年条例第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第18条の2」に改める。

第2条第1項中「議会」の次に「並びに市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「、実施機関の職員」の次に「(市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)」を加え、同項第2号中「施設」の次に「又は市が設立した地方独立行政法人の施設」を加える。

第7条第1号ウ中「(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政

法人をいう。以下同じ。)」を削る。

第18条第3項中「施設」の次に「又は市が設立した地方独立行政法人の施設」を加える。

第3章中第19条の前に次の1条を加える。

(市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

**第18条の2** 市が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

第22条の見出しを削り、同条中「市政情報が」を「その保有する情報が」に、「市政情報の提供」を「情報の提供」に改める。

(大津市個人情報保護条例の一部改正)

**第5条** 大津市個人情報保護条例(平成16年条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第16条～第47条)」を削り、「第45条」を「第44条の2」に改める。

第2条第1項中「議会」の次に「並びに市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))」を加え、同条第3項中「、実施機関の職員」の次に「(市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。))」を加え、同条第7項中「(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))」を削る。

第7条第2項第8号中「地方独立行政法人」の次に「(市が設立した地方独立行政法人を除く。第12条第2項第3号において同じ。))」を加える。

第3章第4節中第45条の前に次の1条を加える。

(市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

**第44条の2** 市が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

第48条第1項第2号中「施設」の次に「又は市が設立した地方独立行政法人の施設」を加える。

(大津市附属機関設置条例の一部改正)

**第6条** 大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市民病院経営評価委員会の項を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方独立行政法人市立大津市民病院(以下「法人」という。)の成立の日から施行する。

(大津市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際第4条の規定による改正前の大津市情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)の規定により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧情報公開条例の規定により市長に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後においては法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、法人がした処分その他の行為又は法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(大津市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際第5条の規定による改正前の大津市個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)の規定により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に旧個人情報保護条例の規定により市長に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後においては法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、法人がした処分その他の行為又は法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

大津市民病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第91号

大津市民病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例

大津市民病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第37号)は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方独立行政法人市立大津市民病院の成立の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日の属する事業年度に係るこの条例による廃止前の大津市病院事業の設置等に関する条例第 9 条第 1 項の規定による業務の状況を説明する書類の作成については、なお従前の例による。

大津市民病院付属看護専門学校条例を廃止する条例を公布する。

平成 28 年 12 月 21 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第 92 号

大津市民病院付属看護専門学校条例を廃止する条例

大津市民病院付属看護専門学校条例 ( 昭和 58 年条例第 35 号 ) は、廃止する。

##### 附 則

この条例は、地方独立行政法人市立大津市民病院の成立の日から施行する。

大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例を廃止する条例を公布する。

平成 28 年 12 月 21 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第 93 号

大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例を廃止する条例

大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例 ( 平成 7 年条例第 49 号 ) は、廃止する。

##### 附 則

( 施行期日 )

- この条例は、地方独立行政法人市立大津市民病院の成立の日から施行する。  
( 経過措置 )
- この条例の施行の日の前日の属する事業年度に係るこの条例による廃止前の大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例第 9 条第 1 項の規定による業務の状況を説明する書類の作成については、なお従前の例による。  
( 大津市重要な公の施設に関する条例の一部改正 )
- 大津市重要な公の施設に関する条例 ( 昭和 56 年条例第 44 号 ) の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 2 項中「別表第 11 号から第 17 号まで」を「別表第 10 号から第 16 号まで」に改める。  
別表中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 28 年 12 月 21 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第 94 号

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

**第 1 条** 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例 ( 昭和 36 年条例第 17 号 ) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

**第 2 条** 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「100 分の 150」を「100 分の 155」に、「100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

##### 附 則

( 施行期日等 )

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例 ( 以下「改正後の条例」という。 ) の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。  
( 期末手当の内払 )
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

大津市条例第95号

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例

大津市事務分掌条例(昭和48年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「都市計画部 建設部」を「未来まちづくり部」に改める。

第2条第1号ウ中「土地利用」を「都市整備及び土地利用」に改め、同号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、エの次に次のように加える。

オ 広域事業に関する事。

第2条第8号を次のように改め、同条第9号を削る。

未来まちづくり部

ア 都市計画に関する事。

イ 交通政策に関する事。

ウ 都市景観に関する事。

エ 市街地整備に関する事。

オ 土地区画整理に関する事。

カ 自然環境に関する事。

キ 公園に関する事。

ク 住宅に関する事。

ケ 開発調整に関する事。

コ 建築指導に関する事。

サ 土地地籍調査に関する事。

シ 道路に関する事。

ス 建築に関する事。

セ 河川、急傾斜地及び港湾に関する事。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(大津市都市計画審議会条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「都市計画部」を「未来まちづくり部」に改める。

大津市都市計画審議会条例(昭和44年条例第38号)第9条

大津市建築審査会条例(昭和47年条例第3号)第7条

大津市開発審査会条例(平成13年条例第5号)第6条

(大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

3 大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第5号を次のように改める。

未来まちづくり部が所管する指定施設 大津市未来まちづくり部指定管理者選定委員会

第11条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

大津市条例第96号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市乳がん検診協議会の項の次に次のように加える。

大津びわこ競輪場跡地公募提案型貸付事業者選定委員会	大津びわこ競輪場の跡地の公募提案型の貸付けの相手方となる民間事業者の選定のために必要な事項を審査等すること。	5人以内	学識経験を有する者及び市職員
---------------------------	--	------	----------------

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

.....

大津市職員の育児休業等に関する条例及び大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第97号**

大津市職員の育児休業等に関する条例及び大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(大津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第1条** 大津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日(」を「子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

**第2条の2** 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第7条中「第14条第1項において準用する」を「第13条第1項の規定により一般職員の例によることとされる」に改める。

第11条第1号を次のように改める。

育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第17条第1項及び第20条第1項中「第14条第1項において準用する」を「第13条第1項の規定により一般職員の例によることとされる」に改める。

第22条第2項中「を承認されている」を「又は同条例第15条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「の時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条第3項中「に相当する休暇を承認されている」を「又は介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない」に改める。

第23条中「第14条第1項」を「第15条」に改める。

(大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

**第2条** 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第14条第1項において準用する」を「第13条第1項の規定により一般職員の例によることとされる」に改める。

第8条の3第1項中「その子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)」を加え、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に改め、「その子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)」を加え、「日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)」を「要介護者」に改める。

第8条の4第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に、「あるのは「第14条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))に」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第14条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))に」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第14条第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。))」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。))内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項中「第14条第1項」を「第15条」に改め、「含む」の次に「。次条において同じ」を加える。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加え、同条を第17条とする。

第15条中「(明治29年法律第89号)」を削り、同条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

**第15条** 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。))内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、大津市一般職の職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。





再任用職員 以外の 職 員	1	141,600	146,100	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	147,200	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	148,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	149,400	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	150,500	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	151,900	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	153,200	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	154,500	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	155,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	157,300	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	158,800	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	160,400	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	161,700	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	163,200	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	164,700	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	166,200	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	167,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	170,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	172,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	175,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	178,200	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	179,900	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	181,600	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	183,300	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	184,800	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	186,600	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	188,400	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	190,100	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	191,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	193,500	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	195,300	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	197,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33	191,700	198,700	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34	193,200	200,500	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
	35	194,700	202,300	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
	36	196,200	204,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
	37	197,500	205,800	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
	38	198,800	207,600	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
	39	200,100	209,400	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
	40	201,400	211,200	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
	41	202,700	212,600	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
	42	204,000	214,400	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
	43	205,300	216,100	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	

44	206,600	217,900	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	219,600	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	221,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	222,900	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	224,500	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	226,000	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	227,700	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	229,300	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	230,900	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	232,200	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	233,700	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	235,100	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	236,400	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	237,700	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	238,900	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	239,900	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	241,100	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	242,400	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	243,600	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	244,800	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	246,100	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	247,000	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	248,400	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	249,800	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	251,300	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	252,700	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	254,100	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	255,500	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	256,800	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	258,000	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	259,300	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	260,700	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	262,000	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	263,300	334,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	264,400	335,200	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	265,700	335,600	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	267,000	336,100	374,600	389,000	408,200		
81	239,400	268,000	336,500	375,100	389,200	408,400		
82	240,100	269,100	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	270,400	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	271,700	338,000	376,500	390,000	409,200		
85	242,100	272,800	338,300	376,900	390,200	409,400		

86	273,800	338,700	377,400	390,500					
87	274,800	339,200	377,800	390,800					
88	275,900	339,600	378,200	391,000					
89	277,100	339,900	378,600	391,200					
90	278,100	340,300	379,100	391,500					
91	279,000	340,800	379,500	391,800					
92	280,000	341,200	379,900	392,000					
93	280,700	341,400	380,200	392,200					
94	281,600	341,800							
95	282,300	342,300							
96	283,200	342,700							
97	284,200	342,800							
98	285,000	343,300							
99	285,800	343,700							
100	286,600	344,000							
101	287,400	344,300							
102	287,900	344,700							
103	288,300	345,100							
104	288,800	345,500							
105	288,900	346,000							
106	289,300	346,400							
107	289,500	346,800							
108	289,900	347,200							
109	290,100	347,700							
110	290,300	348,100							
111	290,700	348,400							
112	291,000	348,700							
113	291,300	349,200							
114	291,600								
115	291,900								
116	292,300								
117	292,600								
118	293,000								
119	293,300								
120	293,700								
121	293,800								
122	294,000								
123	294,400								
124	294,800								
125	295,000								
再任用 職 員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

## 別表第 2 (第 3 条関係)

## ア 医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300	

38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	

	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	

20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	

62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900	
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400	
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800	
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200	
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600	
86		288,700	324,600	345,500		
87		288,900	324,800	345,800		
88		289,100	325,200	346,100		
89		289,500	325,600	346,500		
90		289,700	326,000	346,800		
91		289,900	326,400	347,200		
92		290,100	326,800	347,500		
93		290,500	327,100	347,900		
94		290,700	327,300	348,200		
95		290,900	327,700	348,500		
96		291,200	328,000	348,800		
97		291,600	328,200	349,100		
98		291,900	328,500	349,500		
99		292,100	328,800	349,900		
100		292,400	329,100	350,300		
101		292,700	329,300	350,800		
102		292,900	329,600	351,200		
103		293,100	330,000	351,600		
104		293,400	330,200	352,000		



	105		293,700	330,300	352,500			
	106			330,600				
	107			331,000				
	108			331,200				
	109			331,400				
	110			331,800				
	111			332,200				
	112			332,600				
	113			332,800				
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考 この表は、獣医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に適用する。

**第 2 条** 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、部長の職（これに相当する職を含む。）にある職員（以下「部長級職員」という。）に対しては、支給しない。

第 9 条第 2 項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 9 条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当の月額額は、扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（次長の職（これに相当する職を含む。）にある職員（以下「次長級職員」という。）にあつては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。

第 9 条の 2 第 1 項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第 1 号中「場合」の次に「（部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第 2 号中「前条第 2 項第 2 号又は第 4 号」を「扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号」に改め、「至った場合」の次に「及び部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 2 項中「に扶養親族」の次に「（部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族がない」を「部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその」に、「前項第 1 号」を「同項第 1 号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「、部長級職員以外の職員から部長級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員となった日」を、「の扶養親族」の次に「（部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「これを受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号」を「第 1 号又は第 3 号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、

父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

扶養手当を受けている職員の扶養親族(部長級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある部長級職員が部長級職員以外の職員となった場合

扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある次長級職員が次長級職員及び部長級職員以外の職員となった場合

扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で部長級職員以外のものが部長級職員となった場合

扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で次長級職員及び部長級職員以外のものが次長級職員となった場合

職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第21条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項から第6項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(大津市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第21条第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は平成28年4月1日から、第1条の規定(給与条例第21条第2項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与(大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第18号。以下この項において「平成27年改正条例」という。)附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第9条第1項ただし書及び第9条の2第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与条例第9条第3項及び第9条の2の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(次長の職(これに相当する職を含む。)にある職員(以下「次長級職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(部長級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者が  
「扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職  
扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有する  
前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過によ

員となった場合(前号に該当する場合を除く。)  
 に至った場合(第1号に該当する場合を除く。)  
 り、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

と、同条第2項中「扶養親族(部長級職員にあつて

は、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、部長級職員以外の職員から部長級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第9条第1項ただし書及び第9条の2第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与条例第9条第3項及び第9条の2の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(次長の職(これに相当する職を含む。)にある職員(以下「次長級職員」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、部長級職員以外の職員から部長級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第9条第1項ただし書並びに第9条の2第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第9条第3項及び第9条の2の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))と、「次長の職(これに」とあるのは「部長又は次長の職(これらに)」と、「次長級職員」とあるのは「部次長級職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び部長級職員に扶養親族たる配偶

者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（部長級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、部長級職員以外の職員から部長級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（部長級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「次長級職員が次長級職員及び部長級職員」とあるのは「部次長級職員が部次長級職員」と、同項第 6 号中「次長級職員及び部長級職員」とあるのは「部次長級職員」と、「が次長級職員」とあるのは「が部次長級職員」とする。

（委任）

- 7 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

平成 28 年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 28 年 12 月 21 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第 100 号

平成 28 年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成 28 年度における職員の給与の特例に関する条例（平成 28 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 市長及び副市長の平成 28 年 12 月分の期末手当について大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年条例第 98 号）第 1 条の規定による改正後の大津市長及び副市長の給与に関する条例の規定を適用する場合における第 1 条の規定の適用については、同条中「100 分の 15」とあるのは「100 分の 19.8」と、「100 分の 5」とあるのは「100 分の 7.8」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 28 年 12 月 21 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第 101 号

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

大津市職員退職手当支給条例（昭和 37 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 5 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第 2 号中「第 37 条の 4 第 2 項前段」を「第 37 条の 4 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第 11 項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第 9 条第 15 項中「規定は、」の次に「第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第 7 項又は第 8 項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 第 1 条 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

**第2条** 退職職員（退職した大津市職員退職手当支給条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の大津市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第9条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における大津市職員退職手当支給条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零））」とする。

**第3条** 新条例第9条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の大津市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第9条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第9条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第9条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

**第4条** 新条例第9条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する大津市職員退職手当支給条例第9条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

**第5条** 施行日前に旧条例第9条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第9条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する大津市職員退職手当支給条例第9条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第102号

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

**第2条** 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第103号**

大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉審議会条例（平成20年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「児童福祉」の次に「及び精神障害者福祉」を加える。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

.....  
大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第104号**

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「審査会の」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員の任期は、3 年とする。

**附 則**

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

.....  
大津市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第105号**

大津市介護保険条例の一部を改正する条例

大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「認定審査会の」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員の任期は、3 年とする。

**附 則**

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

.....  
大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例及び大津市ガス供給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第106号**

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例及び大津市ガス供給条例の一部を改正する条例

（大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部改正）

**第 1 条** 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項第 1 号中「一般ガス事業」を「ガス小売事業及び一般ガス導管事業」に改める。

（大津市ガス供給条例の一部改正）

**第 2 条** 大津市ガス供給条例（昭和52年条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条の 4 」を「第19条の 5 」に、「第 6 章 雑則（第23条～第25条）」を「第 6 章 大口供給の供給条件その他の供給条件（第23条～第25条）」に改める。  
第 7 章 雑則（第25条）」

第 1 条中「第 2 条第 1 項に規定する一般ガス事業のガスの供給」を「に基づくガス小売事業における小売供給並びに一般ガス導管事業における託送供給及び最終保障供給（法第 2 条第 5 項に規定する最終保障供給をいう。以下同じ。）」に改める。

第 2 条第 10 号を次のように改める。

整圧器 導管の途中に設置し、使用者のガス圧力を一定に保つための自動式調整弁をいう。

第 2 条中第 34 号を第 37 号とし、第 33 号を第 36 号とし、同条第 32 号中「冬期」を「最大需要期」に改め、同号を同条第 35 号とし、同条第 29 号から第 31 号までを 3 号ずつ繰り下げ、同条第 28 号ア中「料金算定期間の」を削り、同号を同条第 31 号とし、同条第 27 号中「ガスの使用量（以下「使用量」という。）」を「使用量」に改め、同号を同条第 30 号とし、同条中第 26 号を第 29 号とし、第 25 号を第 28 号とし、同条第 24 号中「（以下「居住部分」という。）」を削り、同号を同条第 27 号とし、同条中第 23 号を第 26 号とし、第 22 号を削り、第 21 号を第 23 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(24) コージェネレーションシステム ガスを 1 次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する熱を利用する熱電供給システム又は熱供給システムをいう。

(25) 家庭用コージェネレーションシステム コージェネレーションシステムのうち、家庭の用に供するものをいう。

第 2 条中第 20 号を第 22 号とし、第 15 号から第 19 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 14 号中「整圧器等、ガス遮断装置、昇圧供給装置」を「整圧器、ハウスレギュレータ、ガス遮断装置、昇圧防止装置、昇圧供給装置、負荷計測器」に改め、同号を同条第 16 号とし、同条中第 13 号を削り、第 12 号を第 14 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

負荷計測器 ガスメーターからのパルス信号を受信し、1 時間当たりのガスの使用量（以下「使用量」という。）、1 日当たりの使用量等を計測するための計測器をいう。

第 2 条第 11 号を同条第 12 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

昇圧防止装置 高所において使用者に供給するガスの圧力が最高圧力を超えるのを防止するための装置をいう。

第 2 条第 10 号の次に次の 1 号を加える。

ハウスレギュレータ 中間圧（最高圧力を超え 0.1 メガパスカル未満の圧力をいう。）で送られてきたガスを第 13 条第 1 項第 2 号に規定する圧力の範囲内に調整して使用者に供給するための装置をいう。

第 2 条に次の 6 号を加える。

(38) 昼間 午前 7 時から午後 10 時までの間をいう。

(39) 夜間 午後 10 時から午前 7 時までの間をいう。

(40) 契約使用可能量 各空調機器の単体の定格入力キロワット数を標準熱量のメガジュール数で除し、3.6 を乗じて得た数値（その数値に小数点第 2 位以下の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。）を合計した数値（その数値が 1 立方メートルに満たないときはこれを 1 立方メートルとし、その数値に小数点以下の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。）をいう。

(41) 契約最大使用量 1 年において 1 時間当たりの使用量が最大となる時間における 1 時間の使用量としてガスの供給契約（以下「契約」という。）で定めるものをいう。

(42) 契約昼間使用量 最大需要期において昼間の使用量が最大となる月における 1 か月の昼間の使用量として契約で定めるものをいう。

(43) 契約夜間使用量 最大需要期において使用量が最大となる月における 1 か月の使用量として契約で定めるものから契約昼間使用量を控除した使用量をいう。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第 3 条中「一般ガス事業」を「ガス小売事業及び一般ガス導管事業」に改める。

第 3 条の 2 中「ガスの供給契約（以下単に「契約」という。）」を「契約」に、「うえ」を「上」に改める。

第 3 条の 3 第 1 項に次の 7 号を加える。

空調用 A 契約 1 種

空調用 A 契約 2 種

時間帯別 B 契約 1 種

時間帯別 B 契約 2 種

業務用季節別 A 契約

業務用季節別 B 契約

業務用一部料金契約

第 3 条の 3 第 2 項中「小型空調契約、空調夏期契約 1 種、空調夏期契約 2 種、家庭用空調契約、家庭用ガス温水床暖房契約及び家庭用コージェネレーションシステム契約」を「前項第 2 号から第 14 号までに掲げる契約」に改め、同条第 4 項中「その他期の期間にガスの」を「その他期に」に、「使用者」を「需要家（本市から小売供給を受ける者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 5 項中「その他期の期間にガスの」を「その他期に」に、「使用者」を「需要家」に改め、同条第 6 項中「ガスメーターの能力（ガスメーターの 1 時間当たりの使用最大流量を立方メートルで表示した数値をいう。以下同じ。）（当該需要場所（ガスを使用する場所をいう。以下同じ。）に 2 個以上のガスメーターを設置する場合にあっては、それらのガスメーターの能力の合計）が 10 立方メートル毎時以下の」を削り、同条第 7 項中「業務部分と居住部分とに分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されている併用住宅の居住部分」を「併用住宅」に改め、同条第 8 項中「ガスメーターの能力（当該需要場所に 2 個以上のガスメーターを設置する場合にあっては、それらのガスメーターの能力の合計）が 10 立方メートル毎時以下の」及び「（使用するガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力が 700 ワット以上 5 キロワット以下であるものに限る。）」を削り、同条に次の 8 項を加える。

- 9 空調用 A 契約 1 種は、空調機器を専用に利用するために年間を通じてガスを使用する契約で、夏期を含むその他期に使用量が特に多い場合に需要家により有利なものとする。
- 10 空調用 A 契約 2 種は、空調機器を専用に利用するために年間を通じてガスを使用する契約で、夏期を含むその他期に使用量が多い場合に需要家に有利なものとする。
- 11 時間帯別 B 契約 1 種は、年間を通じてガスを使用する契約で、夜間に使用量が特に多い場合に需要家により有利なものとする。
- 12 時間帯別 B 契約 2 種は、年間を通じてガスを使用する契約で、夜間に使用量が多い場合に需要家に有利なものとする。
- 13 業務用季節別 A 契約は、年間を通じてガスを使用する契約で、夏期を含むその他期に使用量が特に多い場合に需要家により有利なものとする。
- 14 業務用季節別 B 契約は、年間を通じてガスを使用する契約で、夏期を含むその他期に使用量が多い場合に需要家に有利なものとする。
- 15 業務用一部料金契約は、需要家が入札等によりガスを調達しようとする場合の契約で、当該需要家のガスの需給計画等から基準単位料金のみを設定するものとする。
- 16 第 3 項から前項までの契約に係る供給条件その他契約に関し必要な事項は、他の需要家の利益、本市のガス事業の用に供する設備の効率的な使用その他効率的な事業運営に資することを考慮して、公営企業管理者が別に定める。

第 5 条の見出し中「整圧器等」を「整圧器」に改め、同条第 1 項中「整圧器等（第 6 項）」を「整圧器（第 5 項）」に、「第 2 項から第 5 項まで」を「次項から第 4 項まで」に改め、同条第 2 項中「整圧器等」を「整圧器」に改め、同条第 3 項中「整圧器等」を「整圧器」に、「うえ」を「上」に改め、同条第 4 項中「整圧器等」を「整圧器」に改め、同条中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とする。

第 6 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、使用者の申込みにより供給管の位置替えを行う場合は、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた金額をいう。）は、使用者が負担するものとする。ただし、本市が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

第 7 条第 3 項、第 8 条第 2 項及び第 8 条の 2 第 2 項中「第 5 条第 7 項」を「第 5 条第 6 項」に改める。

第 8 条の 3 の見出し中「ガスメーター」を「ガスメーター等」に改め、同条第 1 項中「需要場所」の次に「（ガスを使用する場所をいう。以下同じ。）」を加え、「使用者」を「需要家」に改め、同条第 3 項中「ガスメーターは」を「ガスメーター、ハウスレギュレータ、昇圧防止装置及び負荷計測器（以下「ガスメーター等」という。）は」に、「ガスメーターの」を「ガスメーター等の」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「本市」を「ガスメーター」に、「うえ」を「上」に、「ガスメーターを設置する」を「設置するものとする」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 本市は、1 時間当たりの使用量又は昼間の使用量を計測する契約を需要家との間で締結するときは、ガスメーターに負荷計測器を設置する。

第 14 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合

第 15 条第 1 項第 1 号中「支払い」を「支払」に改め、同項第 2 号中「とは同一」を「と、空調用 A 契約 1 種と空調用 A 契約 2 種と、時間帯別 B 契約 1 種と時間帯別 B 契約 2 種とは、それぞれ同一」に、「支払い」を「支払」に改める。

第 17 条中「使用者」を「需要家」に改める。

第 19 条第 2 項を次のように改める。



2 早取料金は、基本料金と基準単位料金に使用量を乗じて得た従量料金との合計額とする。

第19条第6項中「使用者」を「需要家」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「別表第2から別表第8までの各料金表に定める基本料金(別表第4及び別表第5を適用する場合にあっては、定額基本料金と流量基本料金との合計額をいう。)」を「第3項又は第4項の規定による基本料金」に、「別表第2から別表第8までの各料金表に定める基準単位料金」を「第3項又は第4項の規定による基準単位料金」に、「別表第3、別表第6、別表第7及び別表第8の各料金表」を「の料金表」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「各号」の次に「のいずれか」を加え、同項第2号から第4号までの規定中「使用者」を「需要家」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 一般契約に係る前項の基本料金及び基準単位料金は、別表第2の料金表に定めるとおりとする。

4 次の各号に掲げる契約に係る第2項の基本料金及び基準単位料金は、それぞれ当該各号に定める額を上限とし、他の需要家の利益、本市のガス事業の健全な経営等に資することを考慮して算出した額を下限として公営企業管理者が別に定める。ただし、第2号及び第3号に掲げる契約に係る最大需要期の同項の基本料金及び基準単位料金は、別表第2の料金表に定める額とする。

小型空調契約 別表第3に定める額

空調夏期契約1種 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 別表第4に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第4に定める額

空調夏期契約2種 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 別表第5に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第5に定める額

家庭用空調契約 別表第6に定める額

家庭用ガス温水床暖房契約 別表第7に定める額

家庭用コージェネレーションシステム契約 別表第8に定める額

空調用A契約1種 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 別表第9に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第9に定める額

空調用A契約2種 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 別表第10に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第10に定める額

時間帯別B契約1種 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 次の(ア)に定める基本料金(甲)と(イ)に定める基本料金(乙)との合計額

(ア) 基本料金(甲) 別表第11に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額との合計額

(イ) 基本料金(乙) 別表第11に定める昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額と同表に定める夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第11に定める額

時間帯別B契約2種 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 次の(ア)に定める基本料金(甲)と(イ)に定める基本料金(乙)との合計額

(ア) 基本料金(甲) 別表第12に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額との合計額

(イ) 基本料金(乙) 別表第12に定める昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額と同表に定める夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第12に定める額

業務用季節別A契約 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 別表第13に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第13に定める額

業務用季節別B契約 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 別表第14に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価にガスメーターの能力

( ガスメーターの 1 時間当たりの使用最大流量を立方メートルで表示した数値をいう。以下同じ。 )

( 公営企業管理者が別に定める場合にあつては、契約最大使用量 ) を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第 14 に定める額

業務用一部料金契約 別表第 15 に定める額

第 19 条の 2 第 1 項を次のように改める。

公営企業管理者は、需要家が次の各号のいずれかに該当するときは、当該需要家の早収料金から、1 か月につき当該各号に定める額を上限として公営企業管理者が別に定める額を差し引いたものを早収料金とすることができる。

第 3 条の 3 第 1 項第 5 号又は第 7 号に掲げる契約において、需要家が次のアからウまでのいずれかに該当する場合 当該アからウまでに定める額 ( その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額 )。ただし、その額が 4,320 円を超えるときは、4,320 円とする。

ア 同一の需要場所で家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機、ガスコンロ及び家庭用ガス温水床暖房システムを使用している場合 早収料金の 9 パーセントに相当する額

イ 同一の需要場所で家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機及び家庭用ガス温水床暖房システムを使用している場合 早収料金の 7 パーセントに相当する額

ウ 同一の需要場所でガスコンロ及び家庭用ガス温水床暖房システムを使用している場合 早収料金の 5 パーセントに相当する額

第 3 条の 3 第 1 項第 6 号に掲げる契約において、需要家が次のアからウまでのいずれかに該当する場合 当該アからウまでに定める額 ( その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額 )。ただし、その額が 4,320 円を超えるときは、4,320 円とする。

ア 同一の需要場所で家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機及びガスコンロを使用している場合 早収料金の 9 パーセントに相当する額

イ 同一の需要場所で家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機を使用している場合 早収料金の 7 パーセントに相当する額

ウ 同一の需要場所でガスコンロを使用している場合 早収料金の 5 パーセントに相当する額

第 3 条の 3 第 1 項第 10 号から第 13 号までに掲げる契約において、需要家が同一の需要場所で定格発電出力が 5 キロワット以上のコージェネレーションシステムを使用している場合 1 立方メートル当たり 1.62 円

第 19 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項第 1 号及び第 2 号」に、「使用者」を「需要家」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項ただし書中「前項」を「同項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条に次の 2 項を加える。

4 第 1 項第 3 号に規定する割引制度の適用を受けようとする需要家は、原則として、第 3 条の 3 第 1 項第 10 号から第 13 号までに掲げる契約の締結と同時に、割引単価その他の供給条件に関する契約 ( 第 19 条の 5 において「割引契約」という。 ) を本市と締結しなければならない。

5 割引制度に係る適用条件その他必要な事項は、他の需要家の利益、本市のガス事業の用に供する設備の効率的な使用その他効率的な事業運営に資することを考慮して、公営企業管理者が別に定める。

第 19 条の 3 第 3 項中「本市は、」を削り、「別表第 2 から別表第 8 までの各料金表の」を「第 19 条第 3 項又は第 4 項の規定による」に、「とみなして、これらの各料金表を適用する」を「とみなす」に改める。

第 19 条の 4 中「使用者」を「需要家」に改め、第 4 章中同条の次に次の 1 条を加える。

( 精算額 )

**第 19 条の 5** 本市は、第 3 条の 3 第 1 項第 8 号から第 14 号までに掲げる契約又は割引契約の期間中において、需要家の都合によりこれらの契約の変更若しくは解除があつた場合又は需要家が適用条件を満たさなくなった場合は、需要家から精算額を徴収することができる。

2 前項に規定する精算額の算定方法は、公営企業管理者が別に定める。

第 21 条第 6 項中「第 8 条の 3 第 2 項」を「第 8 条の 3 第 1 項」に改め、「ガスメーター」の次に「及び同条第 2 項の規定により設置した負荷計測器」を加える。

「第 6 章 雑則」を「第 6 章 大口供給の供給条件その他の供給条件」に改める。

第 23 条を次のように改める。

( 大口供給の供給条件 )

**第 23 条** 公営企業管理者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合において、需要家の一定数量以上の需要に応じた特別の供給条件を設定する必要があると認めるときは、この条例に定める供給条件にかかわらず、当該需要家との合意に基づき、企業局管理規程の定めるところにより、当該需要家に有利な供給条件によるガスの供給 ( 以下「大口供給」という。 ) を行うことができる。この場合において、大口供給に係る 1 立方メー

トル当たりの料金の額は、別表第 2 第 1 項の表に定める基準単位料金の額を上限とし、他の需要家の利益、本市のガス事業の健全な経営等に資することを考慮して算出した額を下限として公営企業管理者が別に定める。

一の供給地点について供給を約した年間のガス供給量が、大口基準達成量（熱量45メガジュールのガスを常温及び常圧で供給するものとして換算した場合に100,000立方メートルとなる量をいう。以下同じ。）以上であること。

当該大口供給に係る契約において、実際に年間に供給したガスの量（以下「実績年間使用量」という。）が正当な理由なく大口基準達成量に達しなかった場合には、需要家が大口基準未達補償料を本市に支払う旨を約していること。

大口基準達成量以上のガスの供給を3年以上行っている場合であって、直近の3年において、連続して、実績年間使用量が正当な理由なく大口基準達成量に達しなかったものでないこと。

2 2年以上継続する大口供給を約した場合の1年目のガス供給量に対する前項第1号の適用については、2年目以降に供給することを約した年間のガス供給量が同号に適合する場合に限り、同号中「年間のガス供給量」とあるのは、「1年目の後半6月間のガス供給量を2倍したもの」とする。

3 第1項第2号の大口基準未達補償料は、大口基準達成量から実績年間使用量を減じたものに、料金のうちガス供給量に応じて算定する料金の年間の総額を実績年間使用量で除したものを乗じて得た額とする。

4 第2項の規定により第1項第1号を読み替えて適用した場合の前項の規定の適用については、同項中「実績年間使用量」とあるのは「実際の1年目の後半6月間のガス供給量を2倍したもの」と、「年間の総額」とあるのは「当該期間の総額を2倍したもの」とする。

第23条の2及び第24条を削る。

第24条の2の見出しを「（託送供給の供給条件）」に改め、同条中「法第2条第12項に規定する」を削り、同条を第24条とする。

第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条及び章名を加える。

（最終保障供給の供給条件）

**第25条** 第17条、第18条、第19条（第4項を除く。）、第19条の3及び第19条の4の規定は、最終保障供給に係る料金の納付期限、算定方法等について準用する。この場合において、第17条中「需要家」とあるのは「使用者」と、第19条第3項中「一般契約」とあるのは「最終保障供給」と、「別表第2」とあるのは「別表第16」と、同条第5項中「需要家」とあるのは「使用者」と、同条第6項中「第3項又は第4項の規定による」とあるのは「別表第16の料金表に定める」と、「別表第2」とあるのは「別表第16」と、同条第8項中「需要家」とあるのは「使用者」と、第19条の3第3項中「第19条第3項又は第4項の規定による」とあるのは「別表第16の料金表に定める」と、第19条の4中「需要家」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、最終保障供給の供給条件その他必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

**第7章 雑則**

別表第1第1項中「整圧器等」を「整圧器」に改め、同表第2項中「金額」の次に「（その額が54,400,000円を超えときは、54,400,000円）」を加える。

別表第3を次のように改める。

**別表第3（第19条関係）**

小型空調契約に適用する料金の上限額

基本料金	ガスメーター1個につき1か月 3,219.42円
基準単位料金	1立方メートルにつき 127.49円

別表第4及び別表第5中「料金表」を「料金の上限額」に改める。

別表第6から別表第8までを次のように改める。

**別表第6（第19条関係）**

家庭用空調契約に適用する料金の上限額

基本料金	ガスメーター1個につき1か月 3,001.37円
基準単位料金	1立方メートルにつき 158.58円

**別表第 7 (第 19 条関係)**

家庭用ガス温水床暖房契約に適用する料金の上限額

基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 3,001.37円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 158.58円

**別表第 8 (第 19 条関係)**

家庭用コージェネレーションシステム契約に適用する料金の上限額

基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 3,510.51円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 158.58円

別表第 8 の次に次の 8 表を加える。

**別表第 9 (第 19 条関係)**

空調用 A 契約 1 種に適用する料金の上限額

定額基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 41,040円
流量基本料金単価	1 立方メートルにつき 2,257.20円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 63.79円

**別表第 10 (第 19 条関係)**

空調用 A 契約 2 種に適用する料金の上限額

定額基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 11,880円
流量基本料金単価	1 立方メートルにつき 2,257.20円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 72.43円

**別表第 11 (第 19 条関係)**

時間帯別 B 契約 1 種に適用する料金の上限額

定額基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 194,400円
流量基本料金単価	1 立方メートルにつき 729.00円
昼間基本料金単価	1 立方メートルにつき 2.46円
夜間基本料金単価	1 立方メートルにつき 0.92円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 75.21円

**別表第 12 (第 19 条関係)**

時間帯別 B 契約 2 種に適用する料金の上限額

定額基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 32,400円
流量基本料金単価	1 立方メートルにつき 729.00円
昼間基本料金単価	1 立方メートルにつき 2.46円
夜間基本料金単価	1 立方メートルにつき 0.92円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 83.83円

**別表第13 (第19条関係)**

業務用季節別 A 契約に適用する料金の上限額

定額基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 21,600円
流量基本料金単価	1 立方メートルにつき 1,026.00円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 97.87円

**別表第14 (第19条関係)**

業務用季節別 B 契約に適用する料金の上限額

定額基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 8,100円
流量基本料金単価	1 立方メートルにつき 864.00円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 110.88円

**別表第15 (第19条関係)**

業務用一部料金契約に適用する料金の上限額

基準単位料金	1 立方メートルにつき 158.58円
--------	---------------------

**別表第16 (第25条関係)**

最終保障供給契約に適用する料金表

## 1 料金表 A

適用区分	使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 825.96円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 190.29円

## 2 料金表 B

適用区分	使用量が 20 立方メートルを超え、50 立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 1,249.32円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 169.12円

## 3 料金表 C

適用区分	使用量が 50 立方メートルを超え、100 立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 1,378.92 円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 166.53 円

## 4 料金表 D

適用区分	使用量が 100 立方メートルを超え、200 立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 1,514.69 円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 165.18 円

## 5 料金表 E

適用区分	使用量が 200 立方メートルを超え、500 立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 2,292.29 円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 161.29 円

## 6 料金表 F

適用区分	使用量が 500 立方メートルを超える場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 3,576.96 円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 158.72 円

## 附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

( 準備行為 )

- 2 第 2 条の規定による改正後の大津市ガス供給条例第 3 条の 3 第 1 項第 8 号から第 14 号までに掲げる契約の締結その他の必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

## 大津市条例第107号

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

- 第 1 条 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

- 第 2 条 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

## 附 則

( 施行期日等 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月 1 日から適用する。
- ( 期末手当の内払 )
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

## 大津市条例第108号

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

- 大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第13条第 2 項中「又は介護休暇（当該職員が）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（」に改め、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

## 附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

大津市条例第109号

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

大津市条例第110号

大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市教育公務員の給与に関する条例(昭和32年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 この条例において「一般職員」とは、大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号。以下「一般職員給与条例」という。)の適用を受ける職員をいう。

第14条を削り、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(扶養手当等)

第13条 職員には、一般職員の例により、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、指導主事には、一般職員の例により、時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職手当を支給する。

本則に次の1条を加える。

(準用)

第15条 第3条から前条までに定めるもののほか、職員が受ける給与については、一般職員給与条例第11条、第12条、第17条の2、第22条(第2項については、指導主事に限る。)及び第23条の2の規定を準用する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

ア 教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	円 155,200	円 171,100	円 289,000
	2	156,700	173,200	291,600
	3	158,200	175,300	294,500
	4	159,700	177,500	297,000

5	161,400	179,500	299,500
6	163,300	181,700	301,900
7	165,100	183,900	304,200
8	166,900	186,100	306,600
9	168,700	188,400	309,000
10	170,800	191,200	311,600
11	172,800	193,900	314,300
12	174,800	196,600	317,200
13	176,800	199,500	319,700
14	179,000	201,200	321,700
15	181,200	202,900	323,700
16	183,400	204,600	326,000
17	185,700	206,400	328,200
18	188,300	208,100	330,400
19	190,800	209,800	332,700
20	193,300	211,400	334,800
21	195,800	213,200	337,100
22	197,500	215,100	339,300
23	199,200	217,000	341,600
24	200,900	218,900	343,900
25	202,400	220,600	345,800
26	204,000	222,600	347,600
27	205,600	224,600	349,500
28	207,100	226,600	351,400
29	208,800	228,500	353,200
30	210,500	231,200	355,000
31	212,200	233,900	356,700
32	213,900	236,600	358,600
33	215,400	239,200	360,200
34	217,100	242,000	361,900
35	218,800	244,600	363,600
36	220,500	247,300	365,400
37	222,000	249,800	367,300
38	223,700	252,300	368,800
39	225,400	254,800	370,300
40	227,100	257,100	371,900
41	228,700	259,800	373,100
42	230,400	262,200	374,500
43	232,000	264,400	375,900
44	233,600	266,600	377,400
45	235,300	268,800	378,900
46	236,800	271,000	380,500
47	238,200	273,200	382,100



	48	239,600	275,200	383,600
	49	241,000	277,500	385,000
	50	242,400	279,500	386,500
	51	243,900	281,400	388,000
	52	245,100	283,400	389,400
	53	246,200	285,200	390,600
	54	247,600	287,600	391,900
	55	248,800	289,900	393,000
	56	250,000	292,400	394,100
	57	251,200	294,500	395,500
	58	252,400	297,000	396,700
	59	253,500	299,300	397,900
	60	254,700	302,000	399,200
	61	256,100	304,400	400,400
	62	257,300	306,800	401,400
	63	258,500	309,300	402,800
	64	259,400	311,600	404,100
	65	260,400	313,900	405,300
	66	261,800	316,100	406,400
	67	263,200	318,200	407,600
	68	264,700	320,400	408,700
	69	266,300	322,600	409,700
	70	267,800	324,700	410,900
	71	269,300	326,900	412,100
	72	270,700	328,900	413,300
	73	271,800	331,000	413,900
	74	273,000	333,100	414,700
	75	274,300	335,300	415,400
	76	275,500	337,500	415,900
	77	276,900	339,300	416,200
	78	278,000	341,200	416,600
	79	279,200	343,100	417,000
	80	280,400	344,900	417,400
	81	281,600	346,700	417,700
	82	282,500	348,500	418,100
	83	283,700	350,100	418,500
	84	284,900	351,900	418,800
	85	285,900	353,200	419,100
	86	286,800	354,800	419,500
	87	287,700	356,300	419,900
	88	288,700	357,800	420,200
	89	289,800	359,200	420,500

90	290,700	360,500	420,800
91	291,600	361,900	421,100
92	292,500	363,300	421,300
93	292,900	364,800	421,500
94	293,600	366,100	
95	294,300	367,400	
96	295,100	368,600	
97	295,900	369,600	
98	296,700	370,600	
99	297,500	371,600	
100	298,200	372,600	
101	299,100	373,500	
102	299,600	374,500	
103	300,100	375,500	
104	300,600	376,500	
105	300,800	377,300	
106	301,200	378,200	
107	301,500	379,100	
108	301,700	380,100	
109	301,900	380,900	
110	302,100	381,900	
111	302,400	382,900	
112	302,700	383,900	
113	302,900	384,500	
114	303,100	385,400	
115	303,300	386,300	
116	303,600	387,200	
117	303,900	388,000	
118	304,200	388,700	
119	304,500	389,500	
120	304,800	390,300	
121	304,900	390,900	
122	305,100	391,700	
123	305,400	392,400	
124	305,700	393,100	
125	305,900	393,700	
126		394,400	
127		394,900	
128		395,500	
129		396,200	
130		396,800	
131		397,300	
132		397,800	

	133		398,100	
	134		398,400	
	135		398,700	
	136		399,000	
	137		399,300	
	138		399,600	
	139		399,900	
	140		400,200	
	141		400,500	
	142		400,800	
	143		401,100	
	144		401,400	
	145		401,600	
	146		401,900	
	147		402,200	
	148		402,400	
	149		402,600	
	150		402,900	
	151		403,200	
	152		403,400	
	153		403,600	
	154		403,900	
	155		404,200	
	156		404,400	
	157		404,600	
再任用職員		224,400	270,300	323,600

備考

1 この表は、教員に適用する。

2 その属する職務の級が3級である教員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	155,200	171,100	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	306,600	416,300

9	168,700	188,400	309,000	417,700
10	170,800	191,200	311,600	419,100
11	172,800	193,900	314,300	420,500
12	174,800	196,600	317,200	421,800
13	176,800	199,500	319,700	423,100
14	179,000	201,200	321,700	424,500
15	181,200	202,900	323,700	425,900
16	183,400	204,600	326,000	427,300
17	185,700	206,400	328,200	428,500
18	188,300	208,100	330,400	429,800
19	190,800	209,800	332,700	431,000
20	193,300	211,400	334,800	432,300
21	195,800	213,200	337,100	433,400
22	197,500	215,100	339,300	434,600
23	199,200	217,000	341,600	435,900
24	200,900	218,900	343,900	437,200
25	202,400	220,600	345,800	438,500
26	204,000	222,600	347,600	439,700
27	205,600	224,600	349,500	440,700
28	207,100	226,600	351,400	441,800
29	208,800	228,500	353,200	443,000
30	210,500	231,200	355,000	443,800
31	212,200	233,900	356,700	444,600
32	213,900	236,600	358,600	445,500
33	215,400	239,200	360,200	446,400
34	217,100	242,000	361,900	446,900
35	218,800	244,600	363,600	447,400
36	220,500	247,300	365,400	447,900
37	222,000	249,800	367,300	448,400
38	223,700	252,300	368,800	
39	225,400	254,800	370,300	
40	227,100	257,100	371,900	
41	228,700	259,800	373,100	
42	230,400	262,200	374,500	
43	232,000	264,400	375,900	
44	233,600	266,600	377,400	
45	235,300	268,800	378,900	
46	236,800	271,000	380,500	
47	238,200	273,200	382,100	
48	239,600	275,200	383,600	
49	241,000	277,500	385,000	
50	242,400	279,500	386,500	
51	243,900	281,400	388,000	

52	245,100	283,400	389,400
53	246,200	285,200	390,600
54	247,600	287,600	391,900
55	248,800	289,900	393,000
56	250,000	292,400	394,100
57	251,200	294,500	395,500
58	252,400	297,000	396,700
59	253,500	299,300	397,900
60	254,700	302,000	399,200
61	256,100	304,400	400,400
62	257,300	306,800	401,400
63	258,500	309,300	402,800
64	259,400	311,600	404,100
65	260,400	313,900	405,300
66	261,800	316,100	406,400
67	263,200	318,200	407,600
68	264,700	320,400	408,700
69	266,300	322,600	409,700
70	267,800	324,700	410,900
71	269,300	326,900	412,100
72	270,700	328,900	413,300
73	271,800	331,000	413,900
74	273,000	333,100	414,700
75	274,300	335,300	415,400
76	275,500	337,500	415,900
77	276,900	339,300	416,200
78	278,000	341,200	416,600
79	279,200	343,100	417,000
80	280,400	344,900	417,400
81	281,600	346,700	417,700
82	282,500	348,500	418,100
83	283,700	350,100	418,500
84	284,900	351,900	418,800
85	285,900	353,200	419,100
86	286,800	354,800	419,500
87	287,700	356,300	419,900
88	288,700	357,800	420,200
89	289,800	359,200	420,500
90	290,700	360,500	420,800
91	291,600	361,900	421,100
92	292,500	363,300	421,300
93	292,900	364,800	421,500

94	293,600	366,100
95	294,300	367,400
96	295,100	368,600
97	295,900	369,600
98	296,700	370,600
99	297,500	371,600
100	298,200	372,600
101	299,100	373,500
102	299,600	374,500
103	300,100	375,500
104	300,600	376,500
105	300,800	377,300
106	301,200	378,200
107	301,500	379,100
108	301,700	380,100
109	301,900	380,900
110	302,100	381,900
111	302,400	382,900
112	302,700	383,900
113	302,900	384,500
114	303,100	385,400
115	303,300	386,300
116	303,600	387,200
117	303,900	388,000
118	304,200	388,700
119	304,500	389,500
120	304,800	390,300
121	304,900	390,900
122	305,100	391,700
123	305,400	392,400
124	305,700	393,100
125	305,900	393,700
126		394,400
127		394,900
128		395,500
129		396,200
130		396,800
131		397,300
132		397,800
133		398,100
134		398,400
135		398,700
136		399,000

	137		399,300		
	138		399,600		
	139		399,900		
	140		400,200		
	141		400,500		
	142		400,800		
	143		401,100		
	144		401,400		
	145		401,600		
	146		401,900		
	147		402,200		
	148		402,400		
	149		402,600		
	150		402,900		
	151		403,200		
	152		403,400		
	153		403,600		
	154		403,900		
	155		404,200		
	156		404,400		
	157		404,600		
再任用職員		224,400	270,300	323,600	404,400

備考

1 この表は、指導主事に適用する。

2 その属する職務の級が3級である指導主事の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

( 施行期日等 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例(別表第1の改正規定に限る。次項において同じ。)による改正後の大津市教育公務員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

( 給与の内払 )

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の大津市教育公務員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第43号。以下この項において「平成27年改正条例」という。)附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

( 委任 )

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。